【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品仲介業者と密接な関係を有する者の範囲）

**第十八条の二**　法第六十六条の十三に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該金融商品仲介業者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人

三　当該金融商品仲介業者の親法人等又は子法人等

四　当該金融商品仲介業者の総株主等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品仲介業者と密接な関係を有する者の範囲）

**第十八条の二**　法第六十六条の十三に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該金融商品仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　当該金融商品仲介業者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人

三　当該金融商品仲介業者の親法人等又は子法人等

四　当該金融商品仲介業者の総株主等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五　前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（　密接な関係を有する者　）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（改正前）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】

（改正後）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る　。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

　((7)（削除）

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

　((7)（削除）

ロ　イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（改正前）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

（改正前）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（密接な関係を有する者）

**第十八条の二**　法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

二　証券仲介業者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

三　証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ　次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該者

(2)　当該者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

四　証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ　次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

(1)　当該証券仲介業者

(2)　当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3)　(1)又は(2)に掲げる者の親族

(4)　(2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5)　(1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6)　(5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

(7)　(4)から(6)までに掲げる役員の親族

ロ　イ(1)から(7)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の役員の過半数を占めていること又はその代表権を有する役員であること。

（改正前）

（新設）